

※ 令和4年度の別表名や項目名(項番)です。(★:お問い合わせの多いもの)						
★	行	メッセージ	原因	対処方法	(ご参考)エキスパートチェックの発生条件	
★	1	マスター (107)	グループ全体での統一処理のための設定 (外国税額控除等) [エラー内容] メニュー「107. グループ全体での統一処理のための設定」の「外国税額控除」タブの「外国税額控除額等の入力方法」欄が「計算結果を自動転記する」になっていませんが、外国税額控除等に関するワーキングシートが入力されています。 [対処方法] e-TAXグループ通算で外国税額控除に関する法人税別表を作成する場合には、「外国税額控除額等の入力方法」欄で「計算結果を自動転記する」を選択してください。	マスターの設定(※1)とWSの入力(※2)に不整合があるため。 ※1 メニュー107の「外国税額控除」タブの「外国税額控除額等の入力方法」欄が「計算結果を自動転記する」になっていない ※2 外国税額控除等に関するワーキングシートが入力されている	1. 外国税額控除方式を採用する場合 左記の「外国税額控除額等の入力方法」欄を「計算結果を自動転記する」に変更します。 2. 損金算入方式を採用する場合 外国税額控除に関するWS(※)を削除します。 ※ 削除するWSは、右欄を参照してください。	以下1～7のいずれかのWSが入力されているにもかかわらず、 「外国税額控除額等の入力方法」欄が「計算結果を自動転記する」以外の場合 1. 別表6(2)WS 2. 別表6(2の2)WS 3. 別表6(3)WS ※メニュー301と402(404)で削除します。 4. 別表6(4)WS ※計算基礎入力分と直接入力分のいずれか1つ以上 5. 別表6(4の2)WS ※計算基礎入力分と直接入力分のいずれか1つ以上 6. 別表6(5)WS ※計算基礎入力分と直接入力分のいずれか1つ以上 7. 以下のいずれかの欄に金額がある。 1)別表17(3の5)の「外国法人税額[6]」欄 2)別表17(3の6)付表の「所得税等の額[5]」欄
★	2	WS (6(3))	別表6(3) (道府県民税、市町村民税計算区分) [エラー内容] 別表6(3)の「道府県民税の計算」欄と「市町村民税の計算」欄の入力がないため、地方税の「外国の法人税等の額の控除額」の計算ができません。 [対処方法] 別表6(3)の「道府県民税の計算」欄と「市町村民税の計算」欄を入力してください。	入力不足(※1)により地方税の「外国の法人税等の額の控除額」の計算ができないため。 ※1 別表6(3)WSの「道府県民税の計算」欄と「市町村民税の計算」欄	メニュー402(404)の[6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WSで、[控除限度額]の以下の区分を設定します。 ① [道府県民税の計算[3]]欄 ② [市町村民税の計算[4]]欄	以下の1と2の両方の条件に該当する場合 1. [6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WSで以下のすべての欄が未入力である。 ※メニュー402(404) (1) [道府県民税の計算[3]]欄 (2) [市町村民税の計算[4]]欄 2. 以下の(1)～(6)のいずれかの条件に該当する場合 (1) [6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WSの以下のいずれかの欄が1円以上である。 ※メニュー301 ① [(個別)控除余裕額の前期繰越額]欄 ② [(個別)限度超過額の前期繰越額]欄 (2) 別表6(2)WSに入力がある。 (3) 別表6(2の2)WSに入力がある。 (4) 別表6(4)WSに入力がある。 ※計算基礎入力分と直接入力分のいずれか1つ以上 (5) 別表6(5)WSに入力がある。 ※計算基礎入力分と直接入力分のいずれか1つ以上 (6) 以下のすべてに該当する場合 ① 以下のいずれかの欄に金額がある。 1)別表17(3の5)の「外国法人税額[6]」欄 2)別表17(3の6)付表の「所得税等の額[5]」欄 ② メニュー107の「外国税額控除額等の入力方法」が「自動転記」である。
★	3	WS (6(3))	別表6(3) (道府県民税、市町村民税計算区分) [エラー内容] 別表6(3)の「道府県民税の計算」欄と「市町村民税の計算」欄の入力がないため、地方税の前3年以内の控除未済外国税額等の計算処理が行えません。 [対処方法] 別表6(3)の「道府県民税の計算」欄と「市町村民税の計算」欄を入力してください。	入力不足(※1)により地方税の「前3年以内の控除未済外国税額」の計算ができないため。 ※1 別表6(3)WSの「道府県民税の計算」欄と「市町村民税の計算」欄	メニュー402(404)の[6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WSで、[控除限度額]の以下の区分を設定します。 ① [道府県民税の計算[3]]欄 ② [市町村民税の計算[4]]欄	以下の1～3の全ての条件に該当する場合 1. [6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WSで以下のいずれかの欄が未入力である。 (1) [都道府県税の計算[3]]欄 (2) [市町村民税の計算[4]]欄 2. 以下のいずれかの条件に該当する。 (1) [7号の2:控除未済外国税額・控除未済税額控除不足額相当額]WSに入力がある。 (2) 第7号の2様式別表7(その1)又は(その2)が作成されている。 3. メニュー107の「外国税額控除額等の入力方法」が「自動転記」である。

※ 令和4年度の別表名や項目名(項番)です。(★:お問い合わせの多いもの)

行		メッセージ	原因	対処方法	(ご参考)エキスパートチェックの発生条件
4	WS (6(3))	<u>別表6(3)</u> <u>(道府県民税、市町村民税計算区分)</u> 【エラー内容】 道府県民税または市町村民税分の外国税額控除限度額の計算方法が「実税率で計算」となっていますが、 地方税ワーキングシートで、「法人税割額の計算方法」を「法人税割額を直接入力」としている(法人税割の 税率を入力できない)市町村があります。そのため、市町村民税分の外国税額控除限度額を計算できません。 【対処方法】 「法人税割額の計算方法」を「法人税割額を直接入力」としている市町村がある場合は、「標準税率で計算」 を選択してください。	法人税割を直接入力(※1)としている市町村が存在しているにもかかわらず、道府県民税分または市町村民税分の外国税額控除限度額の計算方法を「実税率で計算」としており、計算ができないため。 ※1 地方税ワーキングシートで、「法人税割額の計算方法」を「法人税割額を直接入力」としている場合、法人税割の税率が設定されない(入力できない)ため、当該市町村の実税率はない状態となります。	メニュー402(404)の[6(3):繰越控除余裕額・繰越限度超過額]WSで、[控除限度額]の以下の区分を「標準税率で計算」に設定します。 ① [道府県民税の計算[3]]欄 ② [市町村民税の計算[4]]欄	以下の1～2の全ての条件に該当する場合 ※予定申告は除く 1. [道府県民税の計算[3]]欄又は[市町村民税の計算[4]]欄で「実税率で計算」が選択されている 2. 市町村民税の税率運動区分で「法人税額を直接入力する」が選択されている市町村が存在する
5	WS (6(3))	<u>別表6(3)</u> <u>(道府県民税、市町村民税計算区分)</u> 【エラー内容】 地方税のワーキングシートが未入力又は地方税(計算結果入力)で地方税のワーキングシートが入力されているため、道府県民税又は市町村民税の外国税額の控除限度額の計算 ができません。 【対処方法】 道府県民税又は市町村民税の外国税額の控除限度額を「実税率」で計算するためには、 地方税のワーキングシートを「地方税(非分割計算)」又は「地方税(分割計算)」で入力してください。	地方税のワーキングシートが未入力又は地方税(計算結果入力)(※1)の状態、道府県民税又は市町村民税の外国税額の控除限度額の計算が「実税率で計算」としているため、実税率がない状態となり計算ができないため。 ※1 システムでは地方税申告書を作成せずに、別表5(1)や5(2)の作成のため地方税額のみ入力する場合(※2) ※2 メニュー501の[地方税計算のための基本情報]WSの[地方税データの入力方法指定]欄で「税額計算結果を直接入力」としている場合	地方税のワーキングシートを入力します。	以下の1～2の全ての条件に該当する場合 1. [道府県民税の計算[3]]欄又は[市町村民税の計算[4]]欄で「実税率で計算」が選択されている 2. 地方税のワーキングシートが未入力又は地方税(計算結果入力)としている。
6	WS (6(5))	<u>別表6(5)</u> <u>(利子等に係る外国税)</u> 【エラー内容】 所得率が未入力のため、別表6(5)の「控除対象外国法人税額」を計算できません。 【対処方法】 「別表6(5):全項目の直接入力分」ワーキングシートの「所得率」タブを入力してください。	所得率が未入力で[控除対象外国法人税額]欄が計算できないため。	[6(5):利子等に係る外国法人税額]－[全項目の直接入力分]WSの[所得率の計算]タブを入力します。	以下の1～3の全ての条件に該当する場合 1. 別表6(5)WSの[計算基礎入力分]WSの入力がある。 2. 別表6(5)WSの[全項目の直接入力分]WSの入力がある。 3. 別表6(5)WSの[全項目の直接入力分]WSの[所得率の計算]タブの[所得率[24]]欄が未入力である。
7	WS (6(5))	<u>別表6(5)</u> <u>(利子等に係る外国税)</u> 【エラー内容】 減額された控除対象外国法人税額が別表4の減算欄で減算されることにより、別表6(5)の所得率の計算基礎となる別表4の仮計の金額が確定しません。 そのため、別表6(5)の計算処理が行えません。 【対処方法】 メニュー「107、グループ全体での統一処理のための設定」ワーキングシートの「外国税額控除」タブの「外国税額計算額等の入力方法」欄を「計算結果を実額入力する」とし、別表1、別表4等で外国税額控除に関する金額を直接入力してください。	減額された控除対象外国法人税額が別表4の減算欄で減算されることにより、別表6(5)の所得率の計算基礎となる別表4の仮計の金額が確定せず、別表6(5)の計算が行えないため。	メニュー107の[外国税額控除]タブ[外国税額控除額等の入力方法]欄を「計算結果を実額入力する」に変更して、別表1、別表4等で外国税額控除に関する金額を直接入力します。	所得率が異なる場合

※ 令和4年度の別表名や項目名(項番)です。(★:お問い合わせの多いもの)

行		メッセージ	原因	対処方法	(ご参考)エキスパートチェックの発生条件
★ 8	WS (第6号様式別表5)	地方税 (第6号様式別表5) [エラー内容] 第6号様式別表5を作成する条件(第6号様式別表5の記載要領1)を満たしますが、「6号・6号別5:所得割の課税標準額等」ワーキングシートの「第6号様式別表5の作成要否」が「不要」となっています。 [対処方法] 「6号・6号別5:所得割の課税標準額等」ワーキングシートで、「第6号様式別表5の作成要否」を「要」とした上で「外国の事業に係属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額」欄等を入力してください。	第6号様式別表5を作成する条件を満たすが、 [6号・6号5:所得割の課税標準額等]WSの [第6号様式別表5の作成要否]欄が「不要」になっており、第6号様式別表5を作成できないため。	[第6号様式別表5の作成要否]欄が「要」とした上で、 [外国事業帰属所得以外の所得に係る外国法人税額]欄等を入力します。	以下の1～4の全てを満たす場合 1. 次のいずれかに該当する ・地法第72条の2第1項の1号法人に該当 ・第72条の2第1項の1号+2号法人に該当 2. メニュー502の[所得等課税事業・収入金額課税事業]－ [6号・6号別5:所得割の課税標準額等]WSの[第6号様式別表5の作成要否]欄を「不要」としている。 3. 6号様式別表5(1号用)の作成条件(※)を満たす 4. 以下の計算の結果が0でない。 別表4の[税額控除の対象となる外国法人税の額[30]]欄 － 別表4の[外国法人税額の減額による益金不算入額等]欄 ※ 以下のいずれかの条件を満たす場合 ① 第6号様式別表5の作成区分が「要」の場合 ② 別表4「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額」≠0 ③ 以下のいずれかの欄に金額がある 1)別表4「新鉱床探費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額」欄の「総額①」 2)別表4「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額」欄の「総額①」 3)別表4「農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額」欄の「総額①」 4)別表4「関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額」欄の「総額①」 5)別表4「特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額」欄の「総額①」 ④ 別表10(6)が作成される